

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として資格の管理、要介護認定等の介護保険事業を運営している。</p> <p>益城町では介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険被保険者の資格管理(取得・異動・喪失) ②要介護(要支援)認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収 ⑤保険者事務共同処理業務</p> <p>※益城町では、「⑤保険者事務共同処理業務」については、熊本県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 「②要介護(要支援)認定」の審査及び決定については、熊本県上益城広域連合で行っており、個人番号が記載された「介護保険要介護(要支援)認定(更新、区分変更)申請書」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課介護保険係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課介護保険係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・必要のない特定個人情報は入手しない ・マイナンバーの取得は本人からの提供による ・住基ネット照会を行う際には4情報照会又は住所を含む3情報による照会を行う ・特定個人情報をシステムに登録する際は、複数人によるチェックを行う ・調査書の取扱いについては、第三者の目に触れることのない様、また紛失等には細心の注意を払う ・個人情報を含む書類を廃棄する場合は、確実に廃棄されたことを確認するとともに、廃棄した記録を保管する これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・直接、住民の方との接触が多い会計年度職員を含めた事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修の実施 ・必要のない個人情報の入手は行わない、個人情報の入った書類等を廃棄する時は確実に廃棄する、など個人情報の取扱いに関する教育・啓発の実施 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として資格の管理、要介護認定等の介護保険事業を運営している。 益城町では介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険被保険者の資格管理(取得・異動・喪失) ②要介護(要支援)認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として資格の管理、要介護認定等の介護保険事業を運営している。 益城町では介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険被保険者の資格管理(取得・異動・喪失) ②要介護(要支援)認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収 ⑤保険者事務共同処理業務 ※益城町では、「⑤保険者事務共同処理事務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	
平成28年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として資格の管理、要介護認定等の介護保険事業を運営している。 益城町では介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険被保険者の資格管理(取得・異動・喪失) ②要介護(要支援)認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収 ⑤保険者事務共同処理業務 ※益城町では、「⑤保険者事務共同処理事務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として資格の管理、要介護認定等の介護保険事業を運営している。 益城町では介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険被保険者の資格管理(取得・異動・喪失) ②要介護(要支援)認定 ③介護保険給付 ④介護保険料の賦課徴収 ⑤保険者事務共同処理業務 ※益城町では、「⑤保険者事務共同処理事務」については、熊本県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 「②要介護(要支援)認定」の審査及び決定については、熊本県上益城広域連合で行っており、個人番号が記載された「介護保険要介護(要支援)認定(更新、区分変更)申請書」を提供している。	事前	
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	いきいき長寿課 介護保険係	福祉課 介護保険係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	いきいき長寿課長	福祉課長	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	いきいき長寿課 介護保険係	福祉課 介護保険係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉課 介護保険係	健康保険課 介護保険係	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長	健康保険課長	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉課 介護保険係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	健康保険課介護保険係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事前	部署編成に伴い
令和5年4月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68号	番号法第9条第1項 別表第一 68の項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第93号、第94号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、90、93、94、108の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項	事後	法令上の根拠の追加、および文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68号	番号法第9条第1項 別表第一 68の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、90、93、94、108の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	